

香美町新規観光コンテンツ 造成等支援事業補助金

新しい生活様式に対応し、多様化する観光ニーズに合わせた新たな観光コンテンツの造成にかかる経費の補助を行います。

補助対象者

以下のいずれかに該当する事業者

- 町内に本店又は本所を有する法人又は個人事業者
- 旅行業法に基づく登録を受けた旅行者
- 町内に活動拠点を有する観光振興に資する団体 等

補助対象事業

令和4年4月1日（金）から令和4年12月28日（水）までの間に町内で取り組む以下の事業

- 地域資源を活かした観光コンテンツの造成事業
- 滞在日数の向上に資する長期滞在型観光コンテンツの造成事業
- 既存の観光コンテンツの磨き上げ 等

補助対象経費

印刷製本費、原材料費、広告宣伝費、備品購入費、委託料、工事費 等

補助金額

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の10分の10以内、上限600千円

具体例(参考)

※下記の取り組みは一例です。多様なアイデアをお待ちしています。

項目	取り組みの例
①地域資源を活かした観光コンテンツの造成事業	・町内周遊観光コンテンツの造成 →e-bikeの購入、モデルルートを記載した地図の作成 ・マリンアクティビティの提供 →サップ・シュノーケリング器具の購入、ガイドの委託 など
②滞在日数の向上に資する長期滞在型観光コンテンツの造成事業	・農泊体験プログラム造成 →古民家の改修、必要備品の購入 ・ワーケーションの推進 →ネット環境整備、室内改修 など
③既存コンテンツの磨き上げ	・オンラインツアーガイドの養成 →ネット環境整備、講座等の受講 など

注意事項

- 申請受付期間は**令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）**までです。
- 香美町新規ビジネスモデル構築等支援事業補助金との重複申請はできません
- 申請回数は1事業者につき1度までです。
- 他の機関から助成を受ける場合は、その分を控除した金額が補助対象額となります。
- 補助金の額は、1,000円未満切り捨てにより算出します。
- 事業終了後に事業報告書等の提出が必要になります。

裏面もご覧ください

申請時提出書類

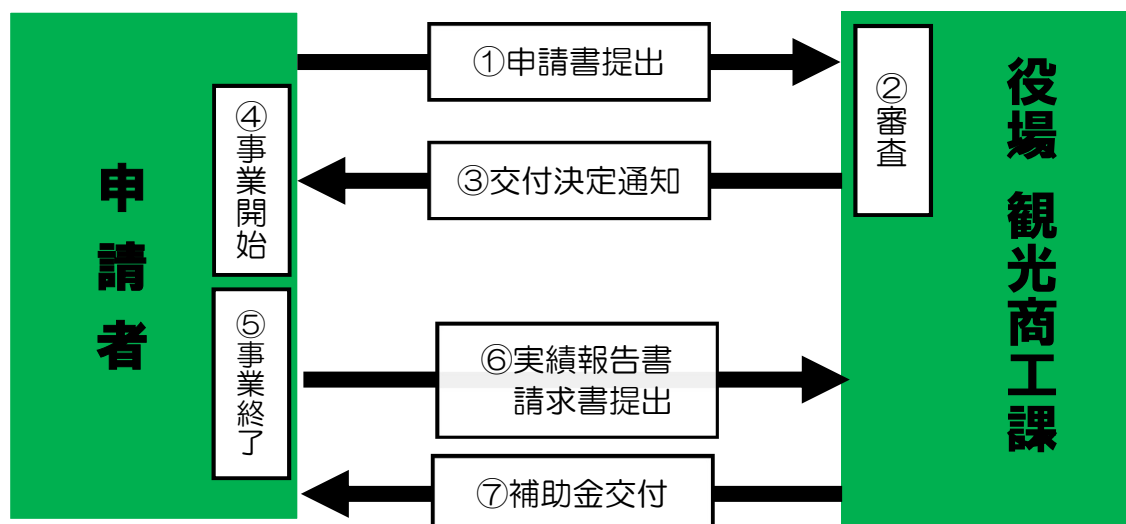
- 香美町新規観光コンテンツ造成等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 補助金申請に関する誓約書（様式第3号）
- チェックリスト（様式第4号）
- 確認書類
 - ア 申請者が法人の場合
決算書（貸借対照表、損益計算書、個別注記表）の写し
 - イ 申請者が個人事業者の場合
確定申告書（第1表・第2表）又は所得税青色申告決算書（1～4面）
又は収支内訳書の写し
 - ウ 申請者が旅行業者の場合
旅行業法に基づく登録を受けたことが分かる書類
 - エ 申請者が観光関連団体の場合
団体の規約又は会則の写し
- 補助経費を算出するための資料（見積書等）

事業終了時提出書類

- 香美町新規観光コンテンツ造成等支援事業補助金実績報告書（様式第9号）
- 事業報告書（様式第10号）
- 支払い等を証明する書類（補助事業期間内に支払ったことを証明できる、
銀行預金通帳の写しか銀行振込（明細）受領書又は領収書の写し）
- 事業内容を確認できる書類（記録写真、チラシ等）
- 香美町新規観光コンテンツ造成等支援事業補助金（精算）請求書（様式第12号）

その他

申請内容に変更が生じる場合は「香美町新規観光コンテンツ造成等支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号）」の提出が必要となります。



【お問合せ先】

香美町役場観光商工課 TEL0796-36-3355（直通）